

綾瀬市医療関係団体補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の保健福祉行政増進のため支援、協力活動する医師会、歯科医師会及び薬剤師会（以下「医療関係団体」という。）が実施する公益的活動等に要する経費に対し補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業及び補助額)

第2条 補助対象事業は、事務費、広域支援活動費及び行政事業支援調整費とし、補助額は、別に定める補助算定基準により予算の範囲内で決定するものとする。

(交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする医療関係団体は、規則第4条に規定する申請書及び書類を毎年4月30日までに、市長に提出しなければならない。

(決定の通知)

第4条 規則第7条に規定する通知は、医療関係団体補助金（変更）交付決定通知書（第1号様式）によるものとする。

(申請の取下げ)

第5条 規則第8条第1項に規定する市長の定める期日は、補助金の交付決定を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

(変更等の承認)

第6条 規則第6条第1号及び第2号の承認を受けようとする場合は、医療関係団体補助金変更承認申請書（第2号様式）を市長に提出するものとする。

(実績報告)

第7条 規則第12条第1項に規定する市長の定める期日は、補助金を交付した市の会計年度終了後の5月20日とする。

(書類の整備等)

第8条 補助金の交付を受けた医療関係団体は、補助対象事業に係る収入及び支出の経理状況を明らかにした帳簿を備え、それらに関する証拠書類を整備し、保管するものとする。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保存するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

医療関係団体補助算定基準

補助対象項目	説	明
1 事務費 (1) 会議費等 (2) 研修活動費	・補助基準額100千円の2分の1以内。ただし、実績額と比較して少ない額。 ・予算の範囲内で定めた額。	
2 広域支援活動費	・予算の範囲内で定めた額。	
3 行政事業支援調整費	・行政事業にかかわる支援状況を勘案し予算の範囲内で定めた額とする。 (1) 会員割 (2) 嘱託医調整費 (3) 地域医療調整費 (4) 事業調整費	

第1号様式（第4条関係）

医療関係団体補助金（変更）交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日付けで申請のあった 年度医療関係団体補助金の交付については、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第5条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 補 助 条 件 綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則及び綾瀬市医療関係団体補助金交付要綱の遵守

第2号様式（第6条関係）

医療関係団体補助金変更承認申請書

年 月 日

綾瀬市長 殿

住所及び所在地

申請者 名 称

氏名又は代表者

年 月 日付けで決定を受けた 年度医療関係団体補助金に係る補助対象事業を次のとおり変更（中止・廃止）したいので、関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容

変更（中止・廃止）前	変更（中止・廃止）後

2 変更（中止・廃止）の理由

3 添付書類

